

2021/3/29

点検・評価報告書

2021(令和3)年度

公益財団法人大学基準協会 大学評価

新潟青陵大学大学院

看護学研究科

序章

本学大学院は臨床心理及び看護に関する精深な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的としている。本学研究科にあっては、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し、医療・保健現場に臨める卓越した能力を有し、国民の健康を支える高度専門職業人を育成することを目的に、2014年4月に設立された。

看護学研究科設立の背景は、21世紀に入り、医療の高度化・専門化が進み、少子高齢化に伴う疾病構造の変化や情報化・国際化など健康を取り巻く社会環境は著しく変化し、社会的ニーズも多様化している。特に、看護職者に対しては「より質の高い看護」の提供が強く求められ、その役割や機能拡大への期待は高まる一方である。新潟青陵大学開学から13年が経ち、看護教育の新たな進化が求められている今、こうした社会的要請に応えるべく、新潟青陵学園のこれまでの教育・研究・実践の実績を踏まえて、2014年4月に「新潟青陵大学大学院看護学研究科」を開設するに至った。

看護学研究科の教育理念は、「ケアのこころ」と「実践知」の2つのコア概念を基盤とし、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し、それぞれの専門領域において活躍できる人材を育成することを目指す。それを踏まえて、教育目的は看護を実践の科学として発展させるために、研究のフィールドを看護領域の現場に置き、実践に活かせる教育研究を推進できる高度専門職業人の育成である。

看護学研究科は2015年度に完成年度を迎え、更なる大学院生の幅広いニーズや時代の変化に柔軟に対応していくために、分野の増設やコースの新設等を視野に入れ、継続的に検討を進めている。

基準1 理念・目的

(1) 現状説明

- ①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、学校法人新潟青陵学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に則して「実学教育」を基調とし、大学の理念として「こころの豊かな看護と福祉の実践」を目指し、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的に掲げている。また、教育の目的は「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請に応えらるとともに、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に寄与する人材を養成する」ことを掲げている（根拠資料1-1）。

看護学研究科の教育理念は、大学の建学の精神、大学の理念・大学の教育目的、大学院学則を踏まえ、「ケアのこころと実践知」の2つのコア概念を基盤とし、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し、それぞれの専門領域において活躍できる人材を育成することを目指している。この教育理念の下、教育目的は看護を実践の科学として発展させるために、研究のフィールドを看護領域の現場に置き、実践に活かせる教育研究を推進できる高度専門職業人の育成である。

この教育目的は、建学の精神である実学教育に則り、「生命尊厳・人間尊重」の目的に基づいて専門領域におけるこころ豊かな看護の実践を目指すとともに、看護を実践の科学として発展させ、国民の福祉と健康を支え、社会の要請に応えることができる人材育成に関連させている。

教育目的を達成するために、3つの教育目標と、ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを定めている（根拠資料1-1、1-2【ウェブ】）。

- ②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

看護学研究科の教育理念・教育目的、教育目標及び3つポリシーは、大学院学生便覧（根拠資料1-1）、ウェブサイト（根拠資料1-2【ウェブ】）、大学院案内パンフレット（根拠資料1-3）に公表している。また、大学院進学者確保のための広報活動の強化として、看護学研究科説明会のチラシ（根拠資料1-4）、新潟県看護協会等職能団体や県内の実習施設及び小中学校・高等学校に大学院パンフレットの送付一覧（根拠資料1-5）、病院での大学院説明会の開催、本学教員が講師を務める研修会での周知、本学同窓会及び学部生へのPR等、教職員、学生、社会一般に広く周知を図っている（根拠資料1-6）。

③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、2015年度から2021年度の中・長期目標「中期活動目標」を設定しており、本学大学院では、基本項目I「組織・運営基盤」の「大学のたゆまざる進展を図る組織・運営基盤の構築」にある中期活動目標「2. 学士・修士課程充実と、学部・大学院（修士・博士課程）の新設・拡充」があげられている（資料1-7）。

看護学研究科の修士課程は、2014年度4月に「母子看護学分野」「成人看護学分野」「看護管理学分野」の3分野を中心的学問領域として開学した。完成年度を迎え、中・長期目標の実現に向け、入学生のニーズに幅広く対応するため、現在の分野及び領域を柔軟に且つ広域的に学修できるよう教育課程を見直し、分野の改正と領域の新設を行ってきた。

2018年度4月には母子看護学分野に「学校保健学」の領域を置き、養護教諭専修免許状を取得できる養護教諭課程を開設した（根拠資料1-8、1-9）。その領域の概要は、本学の看護学部では養護教諭一種免許状を取得し、学校現場に従事している卒業生を輩出していることから、学校現場においてさらなる実践を進展させ、学校保健のキーパーソンとして活躍できる人材の育成である。また、2020年度は既存の「成人看護学分野」を新たに「ヒューマンケア看護学分野」と改正し、分野には「慢性看護学」「エンド・オブ・ライフ・ケア看護学」「生涯保健看護学」の3領域を新設した（根拠資料1-10、1-11）。分野の概要は、社会の人口構成の変化や人々の健康課題と取り巻く環境に焦点を当て、保健・医療・福祉・教育などの関係者と連携・協働し、人々の人生に寄り添うことができる人材の育成である。臨地の看護職のみならず地域で活躍している保健師や看護職に対して門戸を広げていきたい。

今後は、これら教育課程の評価については入学者の推移や3つのポリシーに基づき学修

成果等を検証していくことが必要である。

(2) 長所・特色

看護学研究科は大学の教育理念、教育目的、教育目標に関連させるため、教育理念、教育目的、教育目標を整えた。また、分野の改正と領域の新設に伴い、分野別のページを設け、各分野の教育研究活動が理解できるようウェブサイトや研究科パンフレットを整えるなどの取組を行った。その結果、学校保健学領域とヒューマンケア看護学分野に入学生があり、一定の成果がみられたが、定員を充足するまでには至らなかった。今後も大学院生のニーズに対応できるよう、中・長期的に対策を講じていく。

(3) 問題点

看護学研究科は開学時から定員の充足に向け、臨地における潜在的に学ぶ意欲をもっている看護職の掘り起こしに努めてきた。しかし、学士課程のシームレスな入学については未だ至っていない。看護の基礎教育である学士課程では高度専門職業人の育成という教育目的に対してハードルが高いことが推察できる。しかし、看護研究や実習等により看護への課題に向け、主体的に学ぶことができるよう教育課程や学習環境について検討していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

看護学研究科では教育目的、教育目標に向け、高度専門職業人の育成に向け努力しているところである。これまで輩出した修了生は県内の医療施設や教育機関に就業しており、地域の健康支援に取り組むチーム医療のリーダーとして勤務している。

今後も定員の充足にむけ、在学生には修了生による大学院の魅力の発信、臨地には修了生が就業している現場から志願者を継続的に紹介してもらうよう、教育と臨地の連携や看護協会等の職能団体への働きかけなど強化していく必要がある。

基準4 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

看護学研究科は、本学の教育の理念である「生命尊厳・人間尊重」に基づいて、「ケアのこころ」をもった人材の育成を目指している。これを受けて、看護学研究科の学位授与方針を次のように設定している（根拠資料 1-1）。

表 学位授与の方針

看護学研究科では、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の能力を身につけているものに、修士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護実践・教育・研究を通して、生涯学習できる高度な専門的能力を身につけている
2. 専門分野における実践知を学問的に意味づける能力を身につけている
3. エビデンスに基づいてケアの質向上をはかる能力を身につけている
4. 文化の多様性を理解し、高い倫理観をもって総合的に調整する能力を身につけている
5. 専門領域における課題に取り組み、学術的視点で研究活動ができる能力を身につけている

学位授与の方針は全学的な基本方針に沿って明確にされており、本学ウェブサイト（根拠資料 1-2【ウェブ】）や大学院案内パンフレット（根拠資料 1-3）、大学院学生便覧に掲載することにより誰もが容易に参照できる方法であることから、適切に学位授与方針を定め公表しているといえる。

②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の教育目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、看護学研究科は、下記のとおり、教育目標及びディプロマ・ポリシーとの整合性を確認した教育課程の編成・実施方針（以下 カリキュラム・ポリシー）を定めている（根拠資料 1-1、1-3）。教育内容を必修科目と選択必修科目、選択科目に分け、学生の順次的・体系的な学びに配慮している。

表 教育課程の編成・実施方針

1. 共通科目は高度専門職業人の育成のために、幅広い学識の涵養と看護学の基礎的理論や研究方法について学ぶ科目を配置する
2. 科学的根拠に裏づけられた論理的思考力を高めるための科目を配置する
3. 母子看護学分野、ヒューマンケア看護学分野、看護管理学分野のそれぞれに、講義・演習・実習の課目を置き、実践能力を高める科目を配置する
4. エビデンスに基づいた論理的思考力と課題解決に向けた実践力を高める科目を配置する
5. 多様な異文化や価値観を理解し、看護実践のあらゆる場面において看護の理論と実践を結びつけて理解する能力、チームリーダーとして、連携・協働する能力を高める科目を配置する
6. 専門分野の研究活動を通して知見を広げ、教員の指導のもとで論文を作成する看護学特別研究科目を配置する

これらは、本学ウェブサイトや大学院案内パンフレットに掲載しており、誰もがアプローチしやすい公開方法として適切である。また、入学時に配布される大学院学生便覧にも掲載し、オリエンテーションで学生へ周知していることから適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表としていると判断できる。

③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）

- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育
- ・職業に係る教育科目等の適切な配置（基礎科目（一般・基礎科目）、職業専門科目、展開科目、総合科目）等（【学専】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

看護学研究科の教育課程は、定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成・実施し、教育課程表として明示している。また、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示し、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を図っている（根拠資料4-1）。

2018年度の養護教諭課程の開設、2020年度のヒューマンケア看護学分野への改正の際には教育課程の見直しをその都度行ってきた。科目区分は、共通科目と専門科目に分け、共通科目は3つの専門分野に共通する教育・研究に必要な基礎的素養を涵養する科目として位置づけ14科目を配置している。また、専門科目は「母子看護学分野」、「ヒューマンケア看護学分野」、「看護管理学分野」と「看護学特別研究」から構成され、各分野の専門性を探求し、より教育研究活動を発展させるための科目を配置している。

共通科目には必修科目と選択科目があり、必修科目は「看護倫理」、「看護教育学」、「看護研究法」、「ケアリング論」、「原著講読」の5科目（10単位）である。選択科目は広い基礎的素養の涵養に加えて、対象理解、問題解決能力、看護実践の管理能力、研究能力も総合的に高められるように「看護心理学」、「教育心理学特論」、「看護政策論」など9科目を配置している。「看護情報統計学」は、疫学解析に必要な統計手法を学修し、「教育課程行政特論」、「教育学特論」は養護教諭専修免許状取得にあたり、教職に関する科目として学修する。

専門科目は、3つの分野において、専門に応じた知識・技術を段階的に効率よく修得できるように、特論と演習、実習を配置している。特論Ⅰは、その分野を専攻した学生に限らず総論的な教育内容とし、特論ⅡとⅢは、専攻分野の知識・技術をより深められるような教育内容としている。演習は、専門分野の多くの情報、経験を教育や研究に効果的に発展させるために、文献クリティーク、フィールドワークなどを取り入れて、より実践的な学習方法としている。実習は、特論と演習で修得した理論・知識・技術を基盤に、より高度で最適な看護実践を臨地実習として行う、あるいは臨地における専門分野の実際から自己の課題を深める教育内容としている。「看護学特別研究」では、修士論文作成のための指導を1年次から継続的に行っており、前期と後期にそれぞれ「修士論文中間発表会」と「修士論文公開発表会」を設定している。専門分野の学修を踏まえ、研究指導教員の指

導を受けながら、批判力、倫理観、表現力の涵養を養い、修士論文としてまとめる(根拠資料 1-1)。

配当学年はほとんどが 1 年次であるが、社会人の長期履修が多いため、研究・学修の基盤となる必修の共通科目や専門科目を 1 年次、2 年次で計画的に履修するよう指導している。また、並行して「看護学特別研究」での継続した研究指導により、コースワークとリサーチワークを連動させ、学生が段階的かつ系統的に研究・実践力を身につけることができるようにしている。

④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・臨地実務実習、その他必要な授業形態、方法の導入と実施（【学専】）
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】 【学専】）（40 名以下の設定と運用【学専】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】 【博士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

看護学研究科では単位の実質化のために、シラバスに準備学習（予習・復習）の内容と分量、要する時間をできる限り具体的に明示し、授業時間外学習の効率化を図っている。シラバスには、ディプロマ・ポリシーと関連させながら学習目標や授業内容、準備学習、成績評価方法や評価の基準を明示している（根拠資料 4-1）。また、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を表として明示し、整合性をはかっている。授業内容とシラバスとの整合性については、シラバスを教員間でチェックする（根拠資料 4-2）こと、前期・後期の授業終了時に学生へ授業アンケートを実施し評価することで確保している。

学生の主体的参加を促すために、事前学習として課したレポートのプレゼンテーションやロールプレイ、フィールドワーク（学会参加）などを取り入れている（根拠資料 4-1）。また、学生への履修指導は、前期・後期の始まりのオリエンテーションの際に行われ、必要に応じて学務委員が指導教員と連携しながら個別指導を行っている。

学生のほとんどが就業を続けているため、授業は夜間・土曜日開講の時間割となっており、履修しやすいようにしている。また、新潟青陵大学大学院進学奨学金等の本学独自の様々な奨学金制度がある他、厚生労働省教育訓練給付金制度にも指定されており、経済的なバックアップを受けられるようにしている（根拠資料 1-3）。

学生、及び研究科委員会を組織する教員に修士論文作成スケジュールを明示した修士論文作成要項を配布し、それに基づいて研究指導を実施している。具体的には、「研究計画書作成」、「倫理審査申請」、「中間発表」、「修士論文提出」、「口頭試問による最終試験」、「公開発表」の実施時期を明記しており、各指導教員はそれに沿って研究指導をしている（根拠資料 4-3）。

しかし、効果的に教育を行うためには修士論文作成要項だけでは十分とはいえず、学生と教員が共に活用しやすいように学生便覧に記すことが必要である。そのため、2020年度から学生便覧は大学院の学生が活用しやすいように学部から独立させて大学院学生便覧として内容を精選している。その学生便覧の授業暦にも修士論文に関わる審査日程や発表会等の日程を明記し、審査結果報告書を掲載するよう変更を行っている（根拠資料 1-1）。

新型コロナウイルス感染症への対応として、看護学研究科では 2020 年度の授業は全て ZOOM を使い遠隔で行っている。遠方から通学する社会人の学生が多いため、遠隔授業のアンケート結果では、回答した学生全員が遠隔授業を高く評価していた。また、全学の感染対策に加え、看護学研究科における感染対策として、院生研究室の感染対策を含む利用方法、学生の勤務場所における感染拡大及び防止対策等の状況把握等について指導教員と学生に周知徹底している（根拠資料 4-4）。

⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定（【学専】）
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位認定の趣旨に基づく単位認定を適切に行うために、教育目標、準備学習の内容やそれに要する時間、成績評価に含まれるテストやレポートなど、各項目の基準の数値化などを行い、成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置を行っている（根拠資料 4-1）。履修・修了の要件は、大学院学生便覧に明示している（根拠資料 1-1）。

学位授与を適切に行うための措置として、論文審査基準を入学時に配布する修士論文作成要項に明示している。内容は、「修士論文作成要項に則していること」、「研究の方法及び対象者に対して倫理審査を終了し、倫理的配慮がなされていること」、「論文としての構成（要旨、本文、図・表、文献など）が適切であり、序論から結論まで一貫して論理的で、整合性があること」、「当該研究は、看護学に対する研究目的の意義が明確であり、看護学への研究成果の応用性が認められること」、「口頭試問において、研究内容を分かりやすく説明でき、質疑に的確に対応できること」の 5 項目を定め、これらがすべて「可」であることが、学位授与の条件となることとしている（根拠資料 4-3）。また、論文審査基準は 2020 年度から変更を行った大学院学生便覧にも掲載している（根拠資料 1-1）。

受理された修士論文については、学位審査及び修了認定の責任体制や客観性及び厳格性を確保するための措置を次のように行っている。研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査するが、メンバーは、主査 1 人及び副査 2 人の体制で行うこと、主査は当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員から、副査の 1 名は当該学生の研究指導教員、もう 1 名は学生の研究課題に関する専門領域の研究指導教員等から選定するというように明示している。さらに、提出された修士論文について論文審査と口頭試問による最終試験を行い、総合的に審査した判定結果を研究科委員会に報告し、論文審査会による修士論文の可否判定結果と当該学生の単位取得状況により、修士課程修了の可否を判定している。また、委員の 3 分の 2 以上が出席する研究科委員会での過半数の同意を必要とすると、手続きの明示をしている（根拠資料 1-1）。

⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では学習成果を検証するためのシステムとして 2018 年度に全学的にアセスメント・ポリシーが作成された（根拠資料 4-5）。その指標にもとづき、看護学研究科では、学期ごとに学生を対象とした授業アンケートを行っている。自らの授業への取り組みや態度、自己研修の現状の振り返りと今後の取り組みの課題や改善点について、シラバスに記載されている目標に到達できたか、授業に満足したか、シラバスに記載された授業内容や方法、評価方法等は適切であったか、改善点はあるかなどを自由記述で回答を求めている。それを受けて、科目担当教員に自らの課題や改善の方法について記載するよう促している（根拠資料 4-6）。

また、看護学研究科においては、学修の進捗状況をはかるため、研究の進捗状況を報告し、助言を受ける「修士論文中間発表会」、研究成果として「修士論文公開発表会」を行っている。さらに 2018 年度からは修了時、学生にディプロマ・ポリシーに関するアンケートを行っている（根拠資料 4-7）。今後は、研究成果、学位授与数に加えて、修了生、就職先への聞き取り調査をすることで、学習成果を評価していくことが課題である。

⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

看護学研究科では、FD 委員会により学期ごとに学生を対象とした授業アンケートを実施し、その結果を受けて各科目担当教員が改善策を明示したものを公表している。そしてアンケート結果の集計と課題、及び改善の方向については、研究科委員会で話し合っている（根拠資料 4-8）。また、FD 委員会主催でカリキュラムに関する研修会を実施し、評価と改善策についての教員の意見を取り入れ、それを教育課程に反映している（根拠資料 4-9）。

FD 委員会では、修了生に面接調査を実施して、修士論文作成における学びの課程に関する研究を行い、ディプロマ・ポリシーを満たす人材を育成するための、教育課程や内容、方法の適切性を測る上で重要な資料となった（根拠資料 4-9）。また、修了時、学生に行っているディプロマ・ポリシーに関するアンケート結果については、教員には評価の低かったディプロマ・ポリシーの項目を意識した教育内容を盛り込んでいくよう促し、学生にはそれを反映した履修指導を行っている（根拠資料 4-10、4-4）。

以上のようなことから教育課程について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいると判断できる。

（2）長所・特色

本学の教育目標として、幅広い知識を修得させ、地域社会の看護と福祉に寄与する実践

的教育を目指す」と記している。これに基づいて、看護学研究科では、既設の臨床心理学研究科・看護学部・福祉心理学部の教員との連携により、保健・医療・教育・心理・福祉などを専門分野とする教員を配置しており、多方面から人やシステムを理解するための学識を身につけられることが長所であり特色である（根拠資料 1-1）。

2016 年度より、高度専門職業人として更なる充実した学修を推進するために、各分野に「実習」科目の新設を行った。臨地の看護管理者等が実習指導者を担当し、教員と連携しながら教育を行っている。また、2017 年度より研究活動能力を高めるために「演習」科目に各種学会参加の場におけるゼミを導入し、学生には学会ゼミ参加費等に使用できる研究活動費を支援している（根拠資料 4-1、4-11）。

「修士論文中間発表会」や「修士論文公開発表会」においては、下級生の参加の推進と、その後の先輩・後輩という縦の関係を活用した情報交換の場を設置し、ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学習成果の促進を図っている。

また、ノートパソコンの在学期間中の無償貸与、学生室における学生個々のための机と本棚の確保、統計ソフト SPSS が搭載されたパソコン 2 台、欠席した学生用として当該授業のビデオ作成環境の確保が準備されるなど、学修環境の整備に取り組んでいる。

2020 年度の新型コロナウイルス感染拡大による休校の際には、貸与したノートパソコンを使用してオンライン授業を行い、学修に影響がないよう対応を行っている。遠隔授業に関する評価は「感染リスクを気にすることがない」、「通学の時間の節約」では全員がメリットとして感じていた。困難状況は「ネット環境の不安定さ」があげられていた程度であり、概ね好評価であった（根拠資料 4-12）。

（3）問題点

看護学研究科では、開設から現在まで、大学卒業後、臨床を経験せず直接大学院を受験した学生が全くいない状況である。看護の基礎教育では、臨床経験を経なくても実習等により看護へのリサーチクエスチョンを抱く機会は準備されているため、今後はシームレスな入学生にも対応しうる教育課程や学習環境について取り組む必要があるだろう（根拠資料 4-13）。

また、実際は全員が働きながら学んでいることから、シラバスで提示する個々の授業で課す課題の重複が、学生の過度な負担となっていないか懸念されるため、学生の履修状況に関するニーズを把握するための情報収集と分析が求められる（根拠資料 4-14）。

（4）全体のまとめ

看護学研究科は 2014 年度に開設して 7 年目を迎え、21 名の修了生を輩出している。ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果が得られるようなカリキュラムの構築、学修環境が整えられるように、定期的に修了生を対象とした面接調査などを行い、より広い視野に立って改善策を検討していくことが求められる。また、高度専門職業人として、修了生がリーダーとしてより質の高い看護を提供していくために、臨地と大学院とのさらなる連携構築を図っていく必要がある。

基準5 学生の受け入れ

(1) 現状説明

①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

看護学研究科のアドミッション・ポリシーとして、「志望する分野に必要な基礎的知識と技術を習得している人」「柔軟な発想と論理的な思考ができる人」「倫理的な感受性をもって行動できる人」「専門職業人として生涯にわたって研鑽し続ける意欲をもつ人」「地域・国際社会に貢献する意志をもつ人」を求めることを2015年度に策定し、大学院案内パンフレット、学生募集要項及び本学のウェブサイト2016年度から適用している（根拠資料1-3、5-1、1-2【ウェブ】）。

入学者は、看護系の大学を卒業し、看護師の免許取得者並びに当該年度に取得見込みの者を原則としているが、学士の資格を有さない看護職の社会人に対しても個別の出願資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願を許可している（根拠資料5-2）。

②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(学生募集方法)

看護学研究科の学生募集方法は、学生募集要項や大学院案内パンフレットを作成し、県内の医療施設、実習施設、看護学部卒業生へ配布するとともに、大学ウェブサイトにも掲載している。看護学部生にはオリエンテーションの際に配布、説明を行い、大学院進学への関心を高めるよう努めている。また、看護学研究科説明会を毎年6月に実施するとと

もに、施設訪問による説明会も実施している。さらに教員が講師を務める研修会等でも可能な範囲で配布を行っている（根拠資料 1-3、5-1、1-4）。

また、院生募集に繋がる奨学助成制度の検討を行った。納入金及び奨学制度として、本学及び大学院教育実習受入機関奨学金は、制度の対象になっていたのが病院や診療所等の実習施設に限られていたが、院生募集に繋がることや現状を鑑みて、養護実習や地域看護学実習の施設、研究科の実習施設も対象とし、制度の適用範囲の拡大を図った（根拠資料 1-3）。

（入学者選抜制度）

看護学研究科の入学者選抜制度は、本学の入学者受け入れ方針に基づき、一般選考の他に社会人特別選考を提供している。社会人特別選考の対象は、保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等で3年生以上の実務経験（通算可）を有する者である。

入学者募集人員は一般選考と社会人選考を合わせて6人である。1次募集（9月）、2次募集（12月）、3次募集（2月）の3回実施するが、定員に達した時点でそれ以降の入試は行わない。

入学者選考方法は、出願書類（志願理由書、研究計画書等）と一般選考では筆記試験（小論文及び英語）・個別面接試験、社会人特別選考では筆記試験（小論文）・個別面接試験を総合的に判定する。研究科委員会において審議され、合否判定を行っている。

受験のための出願前の手続きとして、出願希望者は出願前に入学後の履修計画や研究計画について、指導を受けようとする分野の教員に事前に相談することになっている。また、学生募集要項には修士課程の募集分野を提示し、研究指導教員名と研究指導分野を明確にして、出願を希望する者が判断できるようにしている（根拠資料 5-1）。

（入学者選抜実施のための体制）

看護学研究科に教員で構成される入試委員会を設置し、実施方法の適切性や合否判定の適切性など入試の方法について検討した後、研究科委員会で審議して決定している。また、事務職員で構成される入試広報課の職員と連携しながら、入試問題の作成・点検スケジュール、入試実施要項、筆記試験監督マニュアル、面接試験実施要項を作成し、入試業務に従事する教職員に周知徹底している。入試問題は学内教員で作成しているが、問題点検担当者による確認を行い、入試問題の漏洩や出題ミスがないよう公正な試験を実施している

（根拠資料 6-3、5-3）。

また、新型コロナウイルス感染症対策のために、文部科学省「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（改正版）」

（2020.10.29）に準拠し実施することとし、大学・大学院研究科・短期大学部入試委員会共通の「2021年度入試新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、感染防止対策を整えて入試を実施している（根拠資料 5-5）。

（公正な入学者選抜の実施）

筆記試験においては評価基準を、面接試験においては評価項目を作成し、複数の教員で

評価を行い公正な試験を実施している。入学者選抜基準として学生募集要項には試験科目の配点及び面接の実施・内容を明示するとともに、過去の入試問題を冊子にして希望者に配布し、透明性を確保している。

(合理的な配慮)

身体の障害等のある学生の受け入れにあたっては、学生募集要項において、「身体の障害等により、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願前相談の際にお申し出ください」という記載を示し、適切に対応している(根拠資料 5-1)。

③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】 【学専】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】 【学専】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

適正な入学者選抜を行い、募集定員については入試委員会と研究科委員会で確認している。入学定員6人に対して開学以来、(2014年度6人、2015年度7人、2016年度5人、2017年度7人、2018年度5人、2019年度2人、2020年度3人)の入学者を受け入れた。

2014年度は前期試験のみであったが、定員を充足するために2015年度は前期試験、後期試験の2回、2016年度からは前期試験、中期試験、後期試験の3回の入試を行っている。また、2016年度は3回目の後期試験終了時点で4人の合格者にとどまり、定員未充足であったため、急遽、後期2次試験を行い、1人入学者を増加することができた。入試の呼称は2019年度入試から、臨床心理学研究科と合わせ、1次募集、2次募集、3次募集とした。

2020年8月1日現在、看護学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.16となっており、収容定員を上回っている。これは長期履修制度の利用者が多いこと、働きながら学ぶ学生が多いことから仕事との両立困難等による履修期間の延長、休学、留年する場合があるためである。留年者はいるものの、開学以来、中途退学者はなく、在籍年数以内で全員修了している。以上のことから、収容定員に対する在籍学生数は適性に管理できていると言える。

④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

（根拠に基づく点検・評価）

年間を通した看護学研究科の学生の受入れに関しては、毎年3月の入試委員会でその年の検証を行い、次年度の課題を検討している。選抜方法や実施方法等に変更が必要になった場合には、研究科長と各委員会委員長等の教員で構成された代表者会議で変更案を検討し、研究科委員会で審議、決定している（根拠資料5-4）。

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

前述のように2016年度までの入試で応募者が少なく、その原因として社会人は英語が苦手受験に躊躇しているという状況があった。入学者受入れ方針の「柔軟な発想と論理的な思考ができる人」については、小論文の試験科目と面接で評価できると判断し、2017年度の社会人特別選抜の入試科目から英語を削除した（根拠資料5-3）。

中間評価において課題であった、アドミッション・ポリシーに対する入学者選考方法を明確化していなかったことについては、選考基準を明確化した（根拠資料5-4）。

（2）長所・特色

本学のウェブサイトの充実を図り、情報発信を行い、大学院説明会を開催してカリキュラムの説明に加え、個々の相談に対応することで志願者の理解を深めている。出願前に希望する研究指導教員と研究内容について確認を行っており、入学後のミスマッチによる中途退学者がこれまで出ていない。

（3）問題点

一般的に大学院においては定員確保が厳しい中で、2018年度までは1名の増減があるものの6名の定員を満了し評価できていたが、近年は、2019年度は2人、2020年度は3人と約半数であり、定員確保が課題である。

（4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、収容定員は充足しているが、応募者が少ないため、引き続き広報活動を積極的に行い、受入れ方針を満たす入学者を確保していく必要がある。

基準6 教員・教員組織

(1) 現状説明

①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学は、学校法人新潟青陵学園建学の精神である「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」に則して「実学教育」を基調とし、大学の理念として「こころの豊かな看護と福祉の実践」を目指し、「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」を大学の目的に掲げている。また、教育の目的は「生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、国民の福祉と健康を支え、全人的な視点からこれを保障するという社会の要請に応えらるとともに、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上に寄与する人材を養成する」ことを掲げている（根拠資料 1-1）。

大学として求める教員像は、本学の建学の精神、理念・目的を十分に理解し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき教育・研究活動を行い、自らの専攻分野において継続的に実績を積み上げ、日々の学生支援、大学運営、社会貢献に貢献できる者が求められる。そのために、必要な能力として教育能力、研究・実務実績、大学運営、学生支援、地域・社会貢献、教職協働について定めている（根拠資料 6-1）。大学院に求められる教員像は、この規定を前提に、人格、識見、教授能力、教育・研究・管理運営上の業績、学会並びに社会における活動及び健康等について、適した教員」であり、選考の基準になっている（根拠資料 1-8）。また、看護学研究科の教育理念は「『ケアのこころ』と『実践知』」の2つのコア概念を基盤とし、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し、それぞれの専門領域において活躍できる人材の育成であることから、「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準申し合わせ事項」に照らし、修士課程における教員像は各分野の教育実績及び当該領域の研究実績等の教育・研究上の指導能力があると認められる者としている（根拠資料 6-2）。

看護学研究科の教員組織の編成は、大学の方針に基づいて編成している（根拠資料 6-1）。大学院設置基準に則り、研究科の教育目的を実現するために研究指導教員 11 名、うち教授が 8 名と大学院設置基準上の必要人数を配置している。また、高度専門職業人の育成を目指していることから、教育・研究・実践についてそれぞれの専門領域に対応する教員を配置している（根拠資料 6-3【ウェブ】）。

看護学研究科の教員は学部と併任のため、教員組織を明確にして教員間の連携及び学部との連携を図っている。教員の資質向上に向け、開学時から各専門分野に代表者をおき、

分野内の教育の連携や共同研究の実施など教育・研究力の向上を目指している（根拠資料 5-6）。

②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・実務家教員の適正な配置（【学専】 【院専】）（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置【学専】） ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮
評価の視点 3：教養教育の運営体制

（教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置）

看護学研究科の専任教員は 2020 年度 4 月現在、教授 11 名、准教授 4 名、助教 1 名、16 名で構成されている。専任教員全員が看護学部と併任している。また、他学部及び他研究科の専任教員は表の通りである。

表 看護学研究科の専任教員数

	教授	准教授	助教	合計
看護学研究科（看護学部と併任）	11	4	1	16
福祉心理学部	2	1	0	3
臨床心理学研究科	1	1	0	2

看護学研究科では、共通科目 14 科目、専門科目 20 科目、看護特別研究 1 科目の合計 35 科目配置し、担当教員は専任教員の他に、他学部及び他研究科の教員を配置している。また、専門性に特化した科目については外部の非常勤講師を配置している。専門科目については、講義・演習・実習は教授・准教授・助教及び他学部の教授・准教授が担当している（根拠資料 4-3）。

研究指導教員は教授 8 名、准教授 3 名の 11 名が研究指導を担当している。3 名の准教授は、大学院設置基準及び本学大学院教員資格審査基準を満たしており、専門分野に関して高度な教育研究上の指導能力があるとして配置をしている（根拠資料 6-2）。

(研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置)

看護学研究科における教員の資格は、「大学院設置基準」と本学の「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」(根拠資料 6-2)により、「研究指導教員」「研究指導補助教員」「授業科目を担当する教員」に分け、明確に定めている。

「研究指導教員」は大学設置基準(文部省令第 28 号)第 9 条第 1 項の規定とともに、担当する専門分野において顕著な業績が認められており、かつ、論文作成指導の役割を十分に担いえると認められる者である。

「研究指導補助教員」は博士または修士の学位を有する者であり、また担当する専門分野において顕著な業績が認められており、かつ、論文作成指導補助の役割を十分に担いえると認められる者であり、「授業担当を担当する教員」は担当する専門分野についてすぐれた知識と経験を有すると認められた者としている。授業科目を担当する教員は担当講義、演習、実習の授業科目を担当し単位認定ができる授業担当教員と授業分担者に分けて規定し、それぞれの条件を全て満たすことを原則とすることを明確に示している。

以上のことから、研究科担当教員の配置は上記の資格を踏まえ、「共通科目」は 3 分野に共通する教育・研究に必要な知識や知見を有する教員を、「専門科目」は分野の専門性を探求し、より教育研究活動を発展させるために適した教員を配置している。

(各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む))

看護学研究科における専任教員の男女比は、男性 1 名(教授)、女性 15 名(教授・准教授・助教)で構成され、女性教員が多い現状である。しかし、他学部の専任教員 2 名、学外非常勤 4 名、合計 6 名の男性教員を配置している。

国際性については、グローバル化に即した国際理解の教育・研究の強化・推進のため必要であるが、現状は学外の非常勤講師 1 名のみ配置している(根拠資料 4-3)。

(教員の授業担当負担への適切な配慮)

現在、授業時間は、本看護学研究科に在籍している院生全員が社会人であるため、夜間帯の 6 限(18:20~19:50)、7 限(20:00~21:30)と土曜日に実施している。そのため、学部との併任を考えると教員の授業担当の負担増は否めない。その対応として、前期・後期の時間割作成時に学部の講義・演習・実習等の予定を事前に把握して調整したり、夜間、土曜日授業を担当する教員は勤務時間を調整することを配慮している(根拠資料 6-4)。また、院生の履修計画に合わせて、共通科目の選択科目と一部必修科目を隔年に開講することで負担軽減を図っている(根拠資料 4-3)。

(バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置)

看護学研究科の専任教員の年齢構成は、60 代 4 名、50 代 11 名、40 代 1 名である。年齢構成のバランスは、在籍している院生が全員社会人という背景から、臨床や教育現場での経験知、教育研究の指導力という点で適切である。

③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

看護学研究科において教育課程の改定や教員の退職など採用の必要性が生じた場合は、「新潟青陵大学大学院教員選考に関する規定」（根拠資料 1-8）に準じて、具体的な教員採用プロセスの手順に沿って行っている。

大学院専任の場合や学部と併任の場合の募集・採用については、事前に学部と合同の教員人事委員会で募集の条件（領域・分野、職位等）を取りまとめる。また、昇任については「大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準に関する申し合わせ」（根拠資料 6-2）に基づいて審査を行う。それらの結果を大学の教員人事委員会で審議し、評議会を経たのち、看護学研究科委員会で報告している。将来の教員組織を盤石に、そして大学院教育を充実するために、明確な規定や基準に準じて教員人事を行っている。

④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

看護学研究科におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会は、「研究科委員会」の7つの付置委員会の内の1つに位置づき、3名の委員(教授)の構成で、計画的に活動を行っている。(根拠資料 5-6)。

教育活動は大学院教育研究水準の向上を図ることをねらいとして、2016年度から毎年、前期・後期の年2回「大学院授業評価アンケート」を行っている。全体の書式や評価を下に教員のコメント欄を検討して、2018年度よりこの書式で実施している(根拠資料 6-5、6-6)。それにより明らかになった結果を科目担当の教員にフィードバックし、教員サイドのコメントの記入を依頼し、教員自身の授業評価及び次年度の改善策などを明記したコメントを、アンケートに協力した学生への回答として位置づけて、大学院生—教員間の双方向性のコミュニケーションが成立する体制の中で、明らかになった課題を教職員間での共有化を推進し、学習・教育活動の質的向上が図れるように展開している(根拠資料 6-7)。

次に大学院教員の教育力向上を図ることをねらいとして、2017年度から教員研修会を年1回実施している。第1段階では、大学院で授業を担当している全教員を対象に、現状で行われている教育上のジレンマや課題等を明らかにするために、FD委員会主催の「2017年度教員交流会」を開催し、ファシリテーションを活用して11名の参加者でGWを経て、討論会を行った(根拠資料 6-8)。第2段階では、昨年度のFDで明らかになった大学院教育上のジレンマや課題を踏まえて、「2018年度教員研修会」(根拠資料 6-9)

を開催した。他大学から講師を招き、社会人入学生への教育について講演後のグループ討議を行い入学前から修了までの支援について教員の資質向上に取り組んでいる。第3段階は、大学院生及び教員の量的研究に関する基本的知識を学習する機会を設け、研究活動の質的向上を図るため、2019年度教員研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により開催が延期となった。しかし、2020年度3月にオンライン研修会を実施する予定である。

研究活動は、学術研究委員会が看護学研究科予算により教員の研究活動を補助している。看護学研究科の共同研究費の申請・審査の手順を定め、財務課の協力を得て研究科内への募集の通知、学術研究委員会による審査と補助の決定通知を行っている。その後、大学評議会での報告、看護学研究科委員会にて報告している（根拠資料 6-10）。具体的な総予算、申請条件、審査と報告等について「看護学研究科共同研究費申し合わせ事項」として明確に示している（根拠資料 6-11）。

具体的な成果として、ほぼ毎年「共同研究費」の申請・採択され、教員の教育力向上や研究成果による看護の質向上を目指して活動を行った（根拠資料 6-12）。また、2018年度からは教員活動を教員自らが点検・自己評価を行い、組織として教員の教育活動を支援するために評価制度を導入した。その中でポートフォリオの教育・研究・大学運営・社会活動について研究科長との面談を通して活動へのフィードバックが図れるように支援体制を整備した（根拠資料 6-13）。

⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

看護学研究科における教員組織の適切性についての点検及び評価は、前述したように在籍している院生の授業評価アンケート結果や修了生を対象としたDPに関するアンケート結果から好評価を得ているが、定期的な検証は行っていない。

2020年度より、全学的に「新潟青陵大学ティーチング・ポートフォリオ実施規定」（根拠資料 6-13）に準じて、教員評価の取り組みが始まったところである。今後は、その評価結果を基に教員組織の適切性について改善や向上に繋がるよう検討していく。

（2）長所・特色

看護学研究科では、大学の理念・目的、大学院の教育理念・教育目的に照らして、求められる教員像を明示し、教員の採用・昇任が規定に基づいて行われ、修士課程を担当する教員の資格を明確にして教員組織が維持されている。

教員の教育活動については「授業評価アンケート」結果から次年度の授業改善に活用し教育内容や方法等の質的向上を図っていく課題と改善が示されたので、今後はそれを改善

していくよう取り組んでいく。さらに看護学研究科独自の FD 研究会を年 1 回行っている。

教員の研究活動の活性化を図るため、大学の学術研究委員会と連動して各々の組織での活動と協同による活動を行っている。協同による委員会は月 1 回程度の定例開催をし、科研費の獲得や分野内の共同研究費による研究活動の推進を図るため、教員を対象にした研修会の実施、今年度は新たに外部支援機関（国立大学研究支援：RETOP）による事業の導入を行っている。

教員の授業担当負担への適切な配慮については、決定的な改善策までは至らないが、勤務時間の調整や授業科目を隔年開講にして教員の負担軽減を行っている。

（3）問題点

社会人大学院生の特性上、学習レディネスにばらつきがあり、院生個々の実情やニーズ等に対応した効果的な教育支援のあり方が課題である。これまでのように個に応じた支援を行っていくとともに、個の課題を明確にして主体的に学ぶ意欲がもてるように指導する。そのためには、リモートによる通信機器を用いて、授業や分野を越えた学び合いの機会を設定していく必要がある。また、院生との連絡も密に行うことなど、今後も効果的な授業方法について検討していく。

（4）全体のまとめ

看護学研究科は、理念や目的を実現するために大学院に求める教員像や教員組織の基盤構築に取り組んでいる。今後も、大学院の適正な運営のための教員の教育・研究能力は指導教員個々による自己研鑽を図ると共に、定員確保に向けて大学院における教育研究組織の再編及び教育の拡充について推進していく。教員の研究においては大学院の両研究科、大学両学部の協同体制による研究活動の質的・経費的推進、大学院看護研究科の共同研究費補助による自由裁量が効く研究活動の推進が図られていくようにする。

終章

看護学研究科は2014年度4月に「新潟青陵大学大学院看護学研究科」を開設し、2020年3月までに21名の修了生を輩出した。その間、2015年度に完成年度を迎え、2018年度4月に「母子看護学分野」に専修免許状を取得できる養護教諭課程を開設、2020年度4月には、成人看護学分野を「ヒューマンケア看護学分野」と改正し、「生涯保健看護学」「慢性看護学」「エンド・オブ・ライフ・ケア看護学」の3領域を新設した。大学院生の幅広いニーズに応え、また時代の変化に柔軟に対応し、大学院の教育研究の充実・発展に向け鋭意努力していきたい。

また、修了生のディプロマ・ポリシーに対する評価を行い、教育課程の編成方針を明確にし、学修環境を整え、「高度専門職業人」を育成できるよう改善していくことが必要である。なお、看護管理学分野の修了生1期生が、日本看護協会の認定看護管理者試験に合格し、認定第1号となったことは喜ばしいことであり、今後もあとに続けていけるよう支援していきたい。

新潟青陵大学大学院看護学研究科提出資料一覧

点検・評価報告書

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	大学院学生便覧2020（看護学研究科）	○	1-1
	大学ウェブサイト（看護学研究科教育目的、教育目標、3Pポリシー）		1-2
	大学院案内パンフレット2021		1-3
	2020看護学研究科説明会のチラシ		1-4
	2020看護学研究科パンフレットの送付先一覧		1-5
	2020年度広報活動一覧表		1-6
	平成27（2015）～平成33（2021）年度の中・長期目標「中期活動目標」		1-7
	2018年度規則集第8編大学院学則新潟青陵大学大学院学則施行細則第3条		1-8
	2018年度学生便覧 p 353		1-9
	2019年度第2回評議会資料新潟青陵大学大学院学則（教育課程）の一部改正		1-10
	2019年度第2回評議会資料新潟青陵大学大学院学則（教育課程）の新旧対照表		1-11
4 教育課程・学習成果	講義概要（シラバス）2020看護学研究科		4-1
	2019年度第7回大学院学務委員会議事要旨		4-2
	2020年度修士論文作成要項		4-3
	学務委員会2020年度実施計画：PDCAサイクルシート		4-4
	看護学研究科アセスメント・ポリシー		4-5
	2019年度前期大学院授業アンケートのまとめ		4-6
	2019年度看護学研究科修了生 DPに関するアンケート結果		4-7
	2019年度第7回看護学研究科委員会議事要旨		4-8
	FD委員会平成30年度実施計画：PDCAサイクルシート		4-9
	学務委員会2019年度実施計画：PDCAサイクルシート		4-10
	2019年度第5回看護学研究科議事録		4-11
	平成30年度第1回看護学研究科委員会資料		4-12
	平成30年度第2回看護学研究科委員会議事要旨		4-13
5 学生の受け入れ	2021年度学生募集要項（5種）		5-1
	2020年度大学院看護学研究科「出願資格認定」審査判定資料		5-2
	2021年度入学試験について		5-3
	看護学研究科入試委員会PDCAサイクルシート（7シート）		5-4
	2021年度入試新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン		5-5
	2020年度看護学研究科組織機能図		5-6
6 教員・教員組織	2020年度第9回評議会資料	○	6-1
	平成28年3月大学院看護学研究科大学院教員資格審査基準申し合わせ事項		6-2
	2020年度看護学研究科特別研究担当教員		6-3
	2019年度第4回看護学研究科代表者会議議事録		6-4
	平成30年度看護学研究科授業アンケート様式		6-5
	平成31年度授業アンケート集計結果に対するコメント入力表		6-6
	2019年度前期授業アンケートのまとめ（結果からとらえる課題と改善の方向）		6-7
	平成29年度教員交流会アンケート結果報告		6-8
	平成30年度教員研修会アンケート結果報告		6-9
	平成31年度共同研究費スケジュール（看護学研究科）		6-10
	2020年度看護学研究科共同研究費申し合わせ事項		6-11
	平成28～30年度共同研究費申請書・採択結果等		6-12
	2019～2020年度FDポートフォリオ		6-13

新潟青陵大学大学院看護学研究科提出資料（ウェブ）URL一覧

	資料の名称	資料番号	URL
1 理念・目的	大学ウェブサイト（看護学研究科教育目的・教育目標・ポリシー）	1-2	http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/policy/
4 教育課程・学習成果			
5 学生の受け入れ			
6 教員・教員組織	2020年度看護学研究科特別研究担当教員	6-3	http://www.n-seiryu.ac.jp/faculty/nsugs/nursing/research/